

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）中途採用計画（変更）届

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）の中途採用計画（変更）を届け出ます。

年 月 日

労働局長 殿

事業主所在地 〒
 名称
 代表者氏名

印

代理人所在地 〒
 名称
 氏名

印

(提出代行者・所在地 〒
 事務代理者) 名称
 社会保険労務士 氏名

印

事業申請主	(1) 雇用保険適用事業所番号	—	—	(2) 主たる事業	小売業(飲食店等) サービス業・卸売業・その他	
	(3) 常時雇用する労働者数		人	(4) 資本の額又は出資の総額	円	
2 中途採用計画	(1) (計画の変更手続きの場合) 計画受理番号					
	(2) 中途採用計画期間	年 月 日 ~		年 月 日		
	(3) 中途採用実施区分	① 中途採用率の拡大		② 45歳以上の方の初採用		
	(4) (3)の①「中途採用率の拡大」に取り組む事業主	① 計画前中途採用率		② 計画期間目標中途採用率		
		A 中途採用者数	人	A 中途採用者予定数	人	
B 採用者総数		人	B 採用予定総数	人		
	C 中途採用率 [(A/B) × 100%]	%	C 中途採用率 [(A/B) × 100%]	%		
(5) (3)の②「45歳以上の方の初採用」に取り組む事業主	(2)の中途採用計画期間の初日の前日以前に、雇入れ時の年齢が45歳以上の者を雇い入れたことの有無				有 無	
3 2(2)の計画期間の初日より前の本助成金又は労働移動支援助成金(中途採用拡大コース)の支給の有無	有	無	(左欄で「有」に○を付けた場合) 助成の対象となった中途採用実施区分	① 中途採用率の拡大 ② 中高年齢者(45歳以上)の初採用		
4 国・地方公共団体の補助金等の申請の有無	有	(名称:)		無		
5 中途採用計画の提出の日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画提出日までの間に事業主都合による解雇等(退職勧奨を含む。)を行ったことの有無	有	無				
6 申請に関する担当者	所属			電話番号		
	氏名			FAX番号		

※ 処理欄 (労働局記入)	受理年月日	年 月 日	受理番号	企業規模	<input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業
	受理印				

【提出上の注意】

- 1 この様式を計画の届出のために使用する場合は、標題中「(変更)」を抹消してください。また、変更申請の場合は、標題の(変更)を○で囲んでください。
- 2 この計画書は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出してください。
- 3 この計画書は、4に掲げる書類を添えて、中途採用計画期間の初日の前日の6か月前の日から計画期間の初日の前日までの間に提出してください。
- 4 この計画書を提出する場合は、次の書類を添付してください。
 - (1) 中途採用計画(様式第3号)
 - (2) (中途採用率の拡大に取り組む場合) 中途採用率算定対象一覧(計画期間前)(様式第4号)
 - (3) (中途採用計画期間前に対象中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合)
 - ① 対象中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類(採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等)
 - ② 新規学卒者等に適用される雇用管理制度が確認できる書類(採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等)
(対象中途採用者に適用される雇用管理制度と異なる雇用管理制度である場合に限りです。)
 - (4) その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類
- 5 次の内容について当該計画の内容に変更が生じるときは、計画の変更を申請しなければなりません。変更の際は、この様式を計画変更書として使用します。変更の申請がなされず、都道府県労働局長に届出された計画と支給申請時の計画の内容に違いがある場合、支給決定されないことがあります。なお、①については、変更前の計画期間終了日の前日から起算して3か月前までに変更の届出をしてください。計画期間の変更は1回に限りです。②については変更前の計画期間終了日の前日までに、③及び④については変更が生じた場合遅滞なく変更の届出をしてください。
 - ① 2(3)欄の中途採用実施区分が「①中途採用率の拡大」の場合であって、中途採用計画期間を変更する場合
 - ② 2(3)欄の中途採用実施区分が「②45歳以上の方の初採用」の場合であって、中途採用計画期間を変更する場合
 - ③ 2(3)欄の中途採用実施区分が「①中途採用率の拡大」の場合であって、中途採用計画届(様式第1号)の提出時に添付した中途採用率算定対象一覧(計画期間前)(様式第4号)に記載した対象者に変更が生じた場合(中途採用計画届の提出日以降中途採用計画期間の開始までに雇入れを行った場合)
 - ④ 中途採用計画届(様式第1号)の提出時に添付した中途採用計画(様式第3号)において、中途採用計画期間中に整備することとしていた雇用管理制度、各種規程について追加が生じた場合又は整備しなくなった場合
- 6 その他、この計画について労働局が立ち入り検査等を行うことがありますので、ご協力ください。
- 7 支給申請を行うときは、必要な書類の整備又は提出が必要です。

【記入上の注意】

- 1 各欄とも、この中途採用計画届(様式第1号)の提出日における状況を記入してください。
- 2 事業主が自ら申請を行う場合は、事業主の記名・押印が必要です。
- 3 申請者が代理人の場合は、事業主が代理人に対し、本助成金の申請手続きについての権限を委任したことを証明する委任状を提出してください。この場合、「代理人」の欄に記名押印又は自署による署名を行うとともに、「事業主」の欄に代理する事業主等の住所及び氏名を記載してください。また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合は、「(提出代行者・事務代理者)社会保険労務士」欄に申請者の記名押印をするとともに、「事業主」の欄に事業主の記名押印又は署名を行ってください。
- 4 1(1)欄～(4)欄は、支給申請を行う事業所における事項をそれぞれ記入してください。
 - 1(3)欄の「常時雇用する労働者」は、2か月を超えて使用される者(※1)であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者(※2)の数をそれぞれ記入してください。
 - ※1 「2か月を超えて使用される者」とは、実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含みます。
 - ※2 「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者」とは、例えば、当該企業の通常の従業員の週当たりの所定労働時間が40時間である場合、その週当たりの所定労働時間が概ね40時間である者をいいます。
- 5 2(1)欄は、当該計画の変更の届出を行う場合に、労働局から送付された中途採用計画(変更)届(様式第1号)(写)に記載された受理番号を記載してください。
- 6 2(2)欄は、①中途採用率の拡大又は②45歳以上初採用に取り組む計画期間を記載してください。
- 7 2(3)欄は、該当する区分の口に○を付けてください。
- 8 2(4)欄は、2(3)欄の中途採用区分が「①中途採用率の拡大」の場合に、次のとおり記載してください。
 「①計画前中途採用率」は、中途採用率算定対象一覧(計画期間前)(様式第4号)により算定した計画期間の開始日の前日から過去3年間の中途採用者数、新規学卒者を含む採用者総数及び中途採用率を記載してください。
 「②計画期間目標中途採用率」は、2(1)欄に記載した計画期間における、中途採用者予定数、新規学卒者を含む採用予定総数及び中途採用率を記載してください。
 なお、①、②とも、算定の対象となる者は、期間の定めのない労働者(パートタイム労働者を除く。)として雇入れられた雇用保険の一般被保険者又は高齢被保険者に限ります。また、②A「中途採用者予定数」とは、中途採用を予定している人数を記載してください。ただし、そのうち支給対象となるのは以下ア、イのいずれにも該当する者のみですので、支給申請に当たっては注意してください。
 ア 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、雇用関係、出向、派遣又は請負により、本支給申請を行う事業主の事業所で就労したことがない者であること。
 イ 雇入れ日の前日から起算して1年前の日から雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、本支給申請を行う事業主と資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主に雇用されていた者でないこと。
 なお、「資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係」とは、以下のことを指すほか、関係性を総合的に判断します。
 (ア) 他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。
 (イ) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- 9 2(5)欄は、2(3)欄の中途採用区分が「②中高年齢者(45歳以上)の初採用」の場合に、本計画届の2(2)欄に記載した中途採用計画期間の初日の前日以前における中途採用実績の有無(※)について、「有」又は「無」に○を記載してください。
 (※) 雇入れ日における年齢が45歳以上の者を、期間の定めのない労働者(パートタイム労働者を除く。)として雇用保険の一般被保険者又は高齢被保険者として雇入れたことがない場合であって、次の①、②のいずれも満たす場合は「無」となります。
 ① 2(2)欄の中途採用計画の初日現在で、事業所に雇用されている労働者の中に、雇入れ日における年齢が45歳以上であり、かつ期間の定めのない労働者(パートタイム労働者を除く。)として雇入れられた方がいないこと。
 ② 2(2)欄の中途採用計画の初日現在で事業所を離職しており、離職から5年経過していない方の中に、雇入れ日における年齢が45歳以上であり、かつ期間の定めのない労働者(パートタイム労働者を除く。)として雇入れられた方がいないこと。
- 10 3欄は、計画期間の初日より前の本助成金及び労働移動支援助成金(中途採用拡大コース)の支給の有無について、「有」又は「無」に○を記載してください。「有」に○を付けた場合、助成の対象となった中途採用実施区分について、①、②の当てはまる方に○を記載してください。過去に、今回の支給と同一の区分での助成を受けたことがある場合、支給を受けることはできません。
- 11 4欄は、本助成金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けているかどうか、もしくは、申請する予定があるかどうかについて、「有」又は「無」に○を記載してください。「有」の場合は受給している(受給する)補助金等の具体的な名称を記入してください。なお、欄に記入しきれない場合は、別紙(様式任意)にまとめてください。
- 12 5欄は、中途採用計画の提出の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画届の提出日までの間に事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等(退職勧奨を含む。)したことがあるかどうかについて、「有」又は「無」に○を付けてください。「有」の場合は本助成金の支給をうけることはできません。
- 13 6欄は、本助成金の申請に関して、労働局との質疑応答が可能な方(代理人等の場合は代理人等)を記入してください。
- 14 「※処理欄」及び「※決裁欄」には記入しないでください。

【不支給要件】

以下のいずれかに該当する事業主に対しては、本助成金の支給を行いません。

- 1 支給対象者の雇入れ日から支給申請日までの間において、支給対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていない事業主（支払期日を超えて支払っていない場合であっても支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合は支給対象となります。）。
- 2 本助成金の支給に係る事業所において、次の書類を整備、保管していない事業主（船員法において整備、保管が義務付けられている書類を含みます。）。
 - (1) 支給対象者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第 67 条に定める記録簿等の書類
 - (2) 支給対象者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第 58 条の 2 に定める報酬支払簿
 - (3) 離職した労働者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類
- 3 本助成金の支給に係る事業所において、中途採用計画に係る書類の提出の日の前日から起算して 6 か月前の日から支給申請書の提出日までの間（以下「基準期間」という。）に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合で解雇等（退職勧奨を含みます。）した事業主
- 4 本助成金の支給に係る事業所において、基準期間に 3 人を超え、かつ雇用保険被保険者の 6% に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主
- 5 本助成金の支給に係る事業所が中途採用計画期間の初日の前日から起算して 3 年前の日において、雇用保険適用事業所でない事業主
- 6 「中途採用率の拡大」を実施する事業主においては、次の(1)、(2)のいずれかに該当する事業主
 - (1) 中途採用計画期間の初日の前日から起算して 3 年前の日から当該計画期間の初日の前日までの期間における中途採用率が 50% 以上であること。
 - (2) 中途採用計画期間の初日の前日以前に、中途採用拡大コースの支給（平成 31 年 4 月 1 日より前に提出された中途採用者の採用拡大に関する計画に係る労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）の支給を含みます。）を受けた事業主
- 7 「45 歳以上の方の初採用」を実施する事業主においては、次の(1)、(2)のいずれかに該当する事業主
 - (1) 中途採用計画の初日現在で事業所に雇用されている労働者の中に、雇入れ日現在における年齢が 45 歳以上であり、かつ期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除きます。）として雇い入れられた者がいる。
 - (2) 中途採用計画期間の初日時点で既に離職し、当該中途採用計画期間の初日時点で離職から 5 年経過していない者の中に、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除きます。）として雇い入れられ、雇入れ日における年齢が 45 歳以上であった者がいる。

【その他】

- 1 管轄労働局長は、本助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提出できない場合には、本助成金の支給を行いません。
- 2 本助成金の申請に当たって管轄労働局に提出した書類等については、本助成金の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年間保管してください。
- 3 偽りその他不正の手段により本助成金の支給を受けた場合は、支給した本助成金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年 5% の利息を付します。
- 4 偽りその他不正の手段により本助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主は、一定期間において雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。